

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成23年4月21日(2011.4.21)

【公表番号】特表2010-519661(P2010-519661A)

【公表日】平成22年6月3日(2010.6.3)

【年通号数】公開・登録公報2010-022

【出願番号】特願2009-551815(P2009-551815)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/00 (2006.01)

G 06 Q 50/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 1 0 E

G 06 F 17/60 Z E C

G 06 F 17/60 3 1 4

G 06 F 17/60 3 2 4

G 06 F 17/60 3 3 0

G 06 F 17/60 3 3 2

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月28日(2011.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つのネットワークを通して、少なくとも1人の購入者と少なくとも1人の販売者との間の少なくとも1つの購入を、少なくとも1人の中間者によって促進させるコンピュータ化された方法において、

前記少なくとも1人の中間者の少なくとも1つのコンピュータが、前記少なくとも1人の購入者からの個人情報を表しているデータを記憶することと、

前記少なくとも1人の中間者の前記少なくとも1つのコンピュータが、前記個人情報を利用して、少なくとも1つのアカウント識別子とエリアス情報を、前記少なくとも1人の購入者の少なくとも1つのアカウントに割り当てることと、

前記少なくとも1人の販売者が前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報を取得しないように、前記少なくとも1人の購入者が、前記少なくとも1人の販売者からの前記少なくとも1つの購入に対して、前記少なくとも1つのネットワークを通して、前記少なくとも1つのアカウント識別子と前記エリアス情報を使用して、信号を用いる支払いを処理できることと、

前記少なくとも1人の購入者が前記アカウント識別子を利用して、前記少なくとも1つの購入を行う場合、前記少なくとも1人の中間者の前記少なくとも1つのコンピュータが、前記少なくとも1つのアカウント識別子を使用することに対する少なくとも1つの報酬を前記少なくとも1人の購入者にクレジットすることとを含み、

前記エリアス情報は、少なくとも1つのエリアス名前および/または少なくとも1つのエリアスアドレスを含み、

前記少なくとも1つのアカウント識別子および前記エリアス情報は、前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報を含まず、

前記少なくとも1つのアカウント識別子は、前記少なくとも1人の販売者が、前記少な

くとも 1 つの販売者の既存の支払いプロセスを使用して、前記少なくとも 1 つの購入を完了することを可能にする方法。

【請求項 2】

前記少なくとも 1 つのアカウント識別子は、前記少なくとも 1 つのコンピュータによって、少なくとも 1 つの普通預金アカウントおよび / または少なくとも 1 つの当座預金アカウントと関連付けられる請求項 1 記載の方法。

【請求項 3】

前記少なくとも 1 つのアカウント識別子は、前記少なくとも 1 つのコンピュータによって、少なくとも 1 つのクレジットアカウントと関連付けられる請求項 1 記載の方法。

【請求項 4】

前記少なくとも 1 つのクレジットアカウントは、少なくとも 1 つのラインオブクレジットおよび / または少なくとも 1 つのクレジットカードである請求項 3 記載の方法。

【請求項 5】

前記少なくとも 1 人の購入者がクレジットを利用して前記少なくとも 1 つの購入を行う場合、現金を利用することに対する少なくとも 1 つの報酬とは異なる少なくとも 1 つの報酬が、前記少なくとも 1 つのコンピュータによってクレジットされる請求項 1 記載の方法。

【請求項 6】

前記少なくとも 1 つのコンピュータが、少なくとも 1 つの配送エンティティに対して、前記少なくとも 1 人の購入者の前記個人情報を購入情報と関連付ける情報を送る、および / または、利用可能にすることと、

前記少なくとも 1 つのコンピュータが、前記少なくとも 1 つの配送エンティティに対して、何らかの購入されたアイテムおよび / または関連文書を送る、および / または、利用可能にすることと、前記少なくとも 1 人の販売者に要求することと、

前記購入情報を前記少なくとも 1 人の購入者の前記個人情報と照合して、何らかの購入されたアイテムおよび / または関連文書を配送および / または利用可能にするために要求される個人情報を取得することによって、前記少なくとも 1 人の購入者に対して、何らかの購入されたアイテムおよび / または関連文書を配送および / または利用可能にすることと、前記少なくとも 1 つのコンピュータが前記少なくとも 1 つの配送エンティティに要求することをさらに含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 7】

前記少なくとも 1 つの報酬は、前記少なくとも 1 つの購入に対するディスカウントである請求項 1 記載の方法。

【請求項 8】

前記少なくとも 1 つのコンピュータが、前記少なくとも 1 つの購入の確認を受け取ることと、

前記少なくとも 1 つのコンピュータが、前記少なくとも 1 人の購入者に対して、前記確認を転送および / または利用可能にすることをさらに含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 9】

前記少なくとも 1 人の購入者は、前記個人情報を提供するように前記少なくとも 1 つのコンピュータによって一度だけ要求されるが、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を複数回利用することが許容される請求項 1 記載の方法。

【請求項 10】

前記個人情報は、

名前情報、

アドレス情報、

e メールアドレス情報、

電話番号情報、または、

金融情報、または、

これらのものを任意に組み合わせたものを含む請求項 1 記載の方法。

【請求項 1 1】

前記少なくとも1つのアカウント識別子に関するパスワード情報を入力するように、前記少なくとも1人の購入者に要求することをさらに含む請求項1記載の方法。

【請求項 1 2】

前記少なくとも1つのコンピュータは、前記少なくとも1つの購入に対して、前記少なくとも1人の購入者が現金またはクレジットを使用することを選択することを可能にすることをさらに含む請求項1記載の方法。

【請求項 1 3】

前記購入情報は、前記少なくとも1つのアカウント識別子を含む請求項6記載の方法。

【請求項 1 4】

少なくとも1つの購入物および/または何らかの関連文書が、前記少なくとも1人の販売者から前記少なくとも1人の購入者に対して直接的に利用可能にされる請求項1記載の方法。

【請求項 1 5】

前記少なくとも1人の購入者は、前記少なくとも1人の販売者に個人情報を提供することを選択することができる請求項1記載の方法。

【請求項 1 6】

前記少なくとも1人の購入者は、前記少なくとも1つのアカウント識別子を使用し、少なくとも第1の通信チャネルを用いて、前記少なくとも1人の販売者から前記少なくとも1つの購入を行い、

前記少なくとも1つの購入に対する前記少なくとも1人の購入者からの認証が、少なくとも第2の通信チャネルを用いて要求される請求項1記載の方法。

【請求項 1 7】

少なくとも1人の販売者のウェブサイト上の少なくとも1つの既存の支払い方法が、前記少なくとも1つのアカウント識別子を受け入れるために使用される請求項1記載の方法。

【請求項 1 8】

少なくとも1つのネットワークを通して、少なくとも1人の購入者と少なくとも1人の販売者との間の少なくとも1つの購入を促進させるコンピュータ化されたシステムにおいて、

前記少なくとも1人の購入者からの個人情報を表しているデータを記憶することと、

前記個人情報を利用して、少なくとも1つのアカウント識別子とエリヤス情報を、前記少なくとも1人の購入者の少なくとも1つのアカウントに割り当てることと、

前記少なくとも1人の販売者が前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報を取得しないように、前記少なくとも1人の購入者が、前記少なくとも1人の販売者からの前記少なくとも1つの購入に対して、前記少なくとも1つのネットワークを通して、前記少なくとも1つのアカウント識別子と前記エリヤス情報を使用して、信号を用いる支払いを処理できることと、

前記少なくとも1人の購入者が前記少なくとも1つのアカウント識別子を利用して前記少なくとも1つの購入を行う場合、前記少なくとも1つのアカウント識別子を使用することに対する少なくとも1つの報酬を前記少なくとも1人の購入者にクレジットすることのために構成されている少なくとも1つのアプリケーションを備えている少なくとも1つのコンピュータを具備し、

前記エリヤス情報は、少なくとも1つのエリヤス名前および/または少なくとも1つのエリヤスアドレスを含み、

前記少なくとも1つのアカウント識別子は、前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報を含まず、

前記少なくとも1つのアカウント識別子は、前記少なくとも1人の販売者が、前記少なくとも1人の販売者の既存の支払いプロセスを使用して、前記少なくとも1つの購入を完了することを可能にするコンピュータ化されたシステム。

【請求項 19】

前記少なくとも1つのアカウント識別子は、少なくとも1つの普通預金アカウントおよび／または少なくとも1つの当座預金アカウントと関連付けられる請求項18記載のシステム。

【請求項 20】

前記少なくとも1つのアカウント識別子は、少なくとも1つのクレジットアカウントに関連付けられる請求項18記載のシステム。

【請求項 21】

前記少なくとも1つのクレジットアカウントは、少なくとも1つのラインオブクレジットおよび／または少なくとも1つのクレジットカードである請求項20記載のシステム。

【請求項 22】

前記少なくとも1人の購入者がクレジットを利用して、前記少なくとも1つの購入を行う場合に、現金を利用することに対する少なくとも1つの報酬とは異なる少なくとも1つの報酬がクレジットされる請求項18記載のシステム。

【請求項 23】

前記少なくとも1つのアプリケーションは、

少なくとも1つの配送エンティティに対して、前記少なくとも1人の購入者の個人情報を購入情報と関連付ける情報を送る、および／または、利用可能にすることと、

前記少なくとも1つの配送エンティティに対して、何らかの購入されたアイテムおよび／または関連文書を送る、および／または、利用可能にるように、前記少なくとも1人の販売者に要求することと、

前記購入情報を前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報と照合して、何らかの購入されたアイテムおよび／または関連文書を配送および／または利用可能にするために要求される個人情報を取得することによって、前記少なくとも1人の購入者に対して、何らかの購入されたアイテムおよび／または関連文書を配送および／または利用可能にるように、前記少なくとも1つの配送エンティティに要求することとのために構成されている請求項18記載のシステム。

【請求項 24】

前記少なくとも1つの報酬は、前記購入に対するディスカウントである請求項18記載のシステム。

【請求項 25】

前記少なくとも1つのアプリケーションは、

前記少なくとも1つの購入の確認を受け取ることと、

前記少なくとも1人の購入者に対して、前記確認を転送および／または利用可能にすることのために構成されている請求項18記載のシステム。

【請求項 26】

前記少なくとも1人の購入者は、前記個人情報を提供するように一度だけ要求されるが、前記少なくとも1つのアカウント識別子を複数回利用することが許容される請求項18記載のシステム。

【請求項 27】

前記個人情報は、

名前情報、

アドレス情報、

eメールアドレス情報、

電話番号情報、または、

金融情報、または、

これらのものを任意に組み合わせたものを含む請求項18記載のシステム。

【請求項 28】

前記少なくとも1つのアプリケーションは、前記少なくとも1つのアカウント識別子に関係するパスワード情報を入力するように、前記少なくとも1人の購入者に要求すること

とのためにも構成されている請求項1_8記載のシステム。

【請求項29】

前記少なくとも1つのアプリケーションは、前記少なくとも1つの購入に対して、前記少なくとも1人の購入者が現金またはクレジットを選択することを可能にすることのためにさらに構成されている請求項1_8記載のシステム。

【請求項30】

前記購入情報は、前記少なくとも1つのアカウント識別子を含む請求項2_3記載のシステム。

【請求項31】

少なくとも1つの購入物および/または何らかの関連文書が、前記少なくとも1人の販売者から前記少なくとも1人の購入者に対して直接的に利用可能にされる請求項1_8記載のシステム。

【請求項32】

前記少なくとも1人の購入者は、前記少なくとも1人の販売者に個人情報を提供することを選択することができる請求項1_8記載のシステム。

【請求項33】

前記少なくとも1つのアプリケーションは、

少なくとも第1の通信チャネルを用いて、前記少なくとも1人の販売者から前記少なくとも1つの購入を行うように、前記少なくとも1つのアカウント識別子を使用する前記少なくとも1人の購入者に促すことと、

少なくとも第2の通信チャネルを用いて、前記少なくとも1つの購入に対する前記少なくとも1つの購入者からの認証を要求することとのために構成されている請求項1_8記載のシステム。

【請求項34】

少なくとも1人の販売者のウェブサイト上の少なくとも1つの既存の支払い方法が、前記少なくとも1つのアカウント識別子を受け入れるために使用される請求項1_8記載のシステム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

さらに、本開示の要約書の目的は、特許あるいは法律用語または表現に精通していない一般者、ならびに、特に、科学者、エンジニア、および技術的熟練者、ならびに、米国特許商標庁が、本願の技術的開示の本質および特質を大まかな検証から迅速に判別することを可能にすることである。さらに、本開示の要約書は、いずれにしても、本発明の範囲として限定することを意図していない。最後に、「ミーンズフォー」または「ステップフォー」という表現の文言を含む請求項の要素のみが35U.S.C.112条第6パラグラフのもとで解釈されることが出願人の意図である。「ミーンズフォー」または「ステップフォー」というフレーズを明示的に含まない請求項の要素は、35U.S.C.112条第6パラグラフの条文のもとで解釈されるべきではない。

以下に、本願出願時の特許請求の範囲に記載された発明を付記する。

[1] 少なくとも1つのネットワークを通して、少なくとも1人の購入者と少なくとも1人の販売者との間の少なくとも1つの購入を促進させるコンピュータ化された方法において、

少なくとも1つのコンピュータが、前記少なくとも1人の購入者からの個人情報を表している信号を記憶することと、

前記少なくとも1つのコンピュータが、前記個人情報を利用して、少なくとも1つのアカウント識別子を前記少なくとも1人の購入者に割り当てることと、

前記少なくとも1人の販売者が前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報を取得しないように、前記少なくとも1人の購入者が、前記少なくとも1人の販売者からの前記少なくとも1つの購入に対して、前記少なくとも1つのネットワークを通して、前記少なくとも1つのアカウント識別子を使用して、信号を用いる支払いを処理できるように前記少なくとも1つのコンピュータがすることと、

前記少なくとも1人の購入者が前記少なくとも1つのアカウント識別子を利用して、前記少なくとも1つの購入を行う場合、前記少なくとも1つのコンピュータが、前記少なくとも1つのアカウント識別子を使用することに対する少なくとも1つの報酬を前記少なくとも1人の購入者にクレジットすることとを含み、

前記少なくとも1つのアカウント識別子は、前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報を含まないコンピュータ化された方法。

[2] 前記少なくとも1つのアカウント識別子は、前記少なくとも1つのコンピュータによって、少なくとも1つの普通預金アカウントおよび/または少なくとも1つの当座預金アカウントと関連付けられる〔1〕記載の方法。

[3] 前記少なくとも1つのアカウント識別子は、前記少なくとも1つのコンピュータによって、少なくとも1つのクレジットアカウントと関連付けられる〔1〕記載の方法。

[4] 前記少なくとも1つのクレジットアカウントは、少なくとも1つのラインオブクレジットおよび/または少なくとも1つのクレジットカードである〔3〕記載の方法。

[5] 前記少なくとも1人の購入者がクレジットを利用して前記少なくとも1つの購入を行う場合、現金を利用することに対する少なくとも1つの報酬とは異なる少なくとも1つの報酬が、前記少なくとも1つのコンピュータによってクレジットされる〔1〕記載の方法。

[6] 前記少なくとも1つのコンピュータが、少なくとも1つの配送エンティティに対して、前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報を購入情報と関連付ける情報を送る、および/または、利用可能にすることと、

前記少なくとも1つのコンピュータが、前記少なくとも1つの配送エンティティに対して、何らかの購入されたアイテムおよび/または関連文書を送る、および/または、利用可能にすることと、前記少なくとも1人の販売者に要求することと、

前記購入情報を前記少なくとも1人の購入者の前記個人情報と照合して、何らかの購入されたアイテムおよび/または関連文書を配送および/または利用可能にするために要求される個人情報を取得することによって、前記少なくとも1人の購入者に対して、何らかの購入されたアイテムおよび/または関連文書を配送および/または利用可能にするように、前記少なくとも1つのコンピュータが前記少なくとも1つの配送エンティティに要求することをさらに含む〔1〕記載の方法。

[7] 前記少なくとも1つの報酬は、前記少なくとも1つの購入に対するディスカウントである〔1〕記載の方法。

[8] 前記少なくとも1つのコンピュータが、前記少なくとも1つの購入の確認を受け取ることと、

前記少なくとも1つのコンピュータが、前記少なくとも1人の購入者に対して、前記確認を転送および/または利用可能にすることをさらに含む〔1〕記載の方法。

[9] 前記少なくとも1人の購入者は、前記個人情報を提供する前に前記少なくとも1つのコンピュータによって一度だけ要求されるが、前記少なくとも1つのアカウント識別子を複数回利用することが許容される〔1〕記載の方法。

[10] 前記個人情報は、

名前情報、

アドレス情報、

eメールアドレス情報、

電話番号情報、または、

金融情報、または、

これらのものを任意に組み合わせたものを含む〔1〕記載の方法。

[1 1] 前記少なくとも 1 つのアカウント識別子に関するパスワード情報を入力するように、前記少なくとも 1 人の購入者に要求することをさらに含む〔 1 〕記載の方法。

[1 2] 少なくとも 1 つのネットワークを通して、少なくとも 1 人の購入者と少なくとも 1 人の販売者との間の少なくとも 1 つの購入を促進させるコンピュータ化されたシステムにおいて、

前記少なくとも 1 人の購入者からの個人情報を表している信号を記憶することと、前記個人情報を利用して、少なくとも 1 つのアカウント識別子を前記少なくとも 1 人の購入者に割り当てることと、

前記少なくとも 1 人の販売者が前記少なくとも 1 人の購入者の前記個人情報を取得しないように、少なくとも 1 人の購入者が、前記少なくとも 1 人の販売者からの前記少なくとも 1 つの購入に対して、前記少なくとも 1 つのネットワークを通して、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を使用して、信号を用いる支払いを処理できることと、

前記少なくとも 1 人の購入者が前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を利用して前記少なくとも 1 つの購入を行う場合、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を使用することに対する少なくとも 1 つの報酬を前記少なくとも 1 人の購入者にクレジットすることのために構成されている少なくとも 1 つのアプリケーションを備えている少なくとも 1 つのコンピュータを具備し、

前記少なくとも 1 つのアカウント識別子は、前記少なくとも 1 人の購入者の前記個人情報を含まないコンピュータ化されたシステム。

[1 3] 前記少なくとも 1 つのアカウント識別子は、少なくとも 1 つの普通預金アカウントおよび／または少なくとも 1 つの当座預金アカウントと関連付けられる〔 1 2 〕記載のシステム。

[1 4] 前記少なくとも 1 つのアカウント識別子は、少なくとも 1 つのクレジットアカウントに関連付けられる〔 1 2 〕記載のシステム。

[1 5] 前記少なくとも 1 つのクレジットアカウントは、少なくとも 1 つのラインオブクレジットおよび／または少なくとも 1 つのクレジットカードである〔 1 4 〕記載のシステム。

[1 6] 前記少なくとも 1 人の購入者がクレジットを利用して、前記少なくとも 1 つの購入を行う場合に、現金を利用することに対する少なくとも 1 つの報酬とは異なる少なくとも 1 つの報酬がクレジットされる〔 1 2 〕記載のシステム。

[1 7] 前記少なくとも 1 つのアプリケーションは、少なくとも 1 つの配送エンティティに対して、前記少なくとも 1 人の購入者の個人情報を購入情報と関連付ける情報を送る、および／または、利用可能にすることと、

前記少なくとも 1 つの配送エンティティに対して、何らかの購入されたアイテムおよび／または関連文書を送る、および／または、利用可能にすることと、前記少なくとも 1 人の販売者に要求することと、

前記購入情報を前記少なくとも 1 人の購入者の前記個人情報と照合して、何らかの購入されたアイテムおよび／または関連文書を配送および／または利用可能にするために要求される個人情報を取得することによって、前記少なくとも 1 人の購入者に対して、何らかの購入されたアイテムおよび／または関連文書を配送および／または利用可能にすることと、前記少なくとも 1 つの配送エンティティに要求することとのために構成されている〔 1 2 〕記載のシステム。

[1 8] 前記少なくとも 1 つの報酬は、前記購入に対するディスカウントである〔 1 2 〕記載のシステム。

[1 9] 前記少なくとも 1 つのアプリケーションは、前記少なくとも 1 つの購入の確認を受け取ることと、前記少なくとも 1 人の購入者に対して、前記確認を転送および／または利用可能にすることのために構成されている〔 1 2 〕記載のシステム。

[2 0] 前記少なくとも 1 人の購入者は、前記個人情報を提供するように一度だけ要求されるが、前記少なくとも 1 つのアカウント識別子を複数回利用することが許容される〔

12]記載のシステム。

[21]前記個人情報は、
名前情報、
アドレス情報、
eメールアドレス情報、
電話番号情報、または、
金融情報、または、

これらのものを任意に組み合わせたものを含む[12]記載のシステム。

[22]前記少なくとも1つのアプリケーションは、前記少なくとも1つのアカウント識別子に関するパスワード情報を入力するように、前記少なくとも1人の購入者に要求することとのためにも構成されている[12]記載のシステム。

[23]前記少なくとも1つのコンピュータは、前記少なくとも1つの購入に対して、前記少なくとも1人の購入者が現金またはクレジットを使用することを選択することを可能にすることをさらに含む[1]記載の方法。

[24]前記少なくとも1つのアプリケーションは、前記少なくとも1つの購入に対して、前記少なくとも1人の購入者が現金またはクレジットを選択することを可能にすることのためにさらに構成されている[12]記載のシステム。

[25]前記購入情報は、前記少なくとも1つのアカウント識別子を含む[6]記載の方法。

[26]前記購入情報は、前記少なくとも1つのアカウント識別子を含む[17]記載のシステム。

[27]少なくとも1つの購入物および/または何らかの関連文書が、前記少なくとも1人の販売者から前記少なくとも1人の購入者に対して直接的に利用可能にされる[1]記載の方法。

[28]少なくとも1つの購入物および/または何らかの関連文書が、前記少なくとも1人の販売者から前記少なくとも1人の購入者に対して直接的に利用可能にされる[12]記載のシステム。

[29]前記少なくとも1人の購入者は、前記少なくとも1人の販売者に個人情報を提供することを選択することができる[1]記載の方法。

[30]前記少なくとも1人の購入者は、前記少なくとも1人の販売者に個人情報を提供することを選択することができる[12]記載のシステム。

[31]前記少なくとも1人の購入者は、前記少なくとも1つのアカウント識別子を使用し、少なくとも第1の通信チャネルを用いて、前記少なくとも1人の販売者から前記少なくとも1つの購入を行い、

前記少なくとも1つの購入に対する少なくとも1人の購入者からの認証が、少なくとも第2の通信チャネルを用いて要求される[1]記載の方法。

[32]前記少なくとも1つのアプリケーションは、
少なくとも第1の通信チャネルを用いて、前記少なくとも1人の販売者から前記少なくとも1つの購入を行うように、前記少なくとも1つのアカウント識別子を使用する前記少なくとも1人の購入者に促すこと、

少なくとも第2の通信チャネルを用いて、前記少なくとも1つの購入に対する前記少なくとも1つの購入者からの認証を要求することとのためにも構成されている[12]記載のシステム。

[33]少なくとも1人の販売者のウェブサイト上の既存の支払い方法が、前記少なくとも1つのアカウント識別子を受け入れるために使用される[1]記載の方法。

[34]少なくとも1人の販売者のウェブサイト上の既存の支払い方法が、前記少なくとも1つのアカウント識別子を受け入れるために使用される[12]記載のシステム。